

特記仕様書（１）

東京都住宅供給公社

1 現場の安全対策等に関する特記事項

- (1) 騒音、振動の予想される工事の施工に際しては、近隣住民及び団地居住者から苦情等がないよう十分理解を求めること。また、トラブルがあった場合は、速やかに対処すること。
※建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編（最新版）
- (2) 団地自治会や居住者から要望等を受けた際は、速やかに監督員へ報告し、指示を仰ぐこと。
- (3) 工事用車両の運行については、近隣住民及び団地居住者等から苦情等がないよう十分注意すること。また、交通事故防止のため公道で工事関係車両が搬出入時に待機することを禁止するとともに、道路交通法等の遵守を工事関係者に徹底させるように指導・管理すること。
- (4) 工事期間中は、交通、防犯、火災等の安全管理に努めること。また、工事に伴う事故等を未然に防止する処置を講ずること。
- (5) 施工住棟に併存施設がある場合は、工事着工前に当該施設の管理者（担当者）へ工事概要等の説明を行うこと。さらに、当日の作業工程等の説明・報告を原則、毎日始業前および終了時（閉館前）に行うこと。
- (6) 仮設物（事務所、倉庫、便所等）を設置する際は、事前に居住者（団地自治会等）に規模、位置等の説明を行い、監督員の承諾を受けてから設置すること。また、団地居住者等に対する安全対策を十分に考慮すること。なお、現場の状況等により、仮設物の設置が困難となる場合は、監督員と協議すること。
- (7) 工事期間中は、団地居住者等に対する安全対策（生活上必要な歩行者・自転車・バイク等の動線確保、資材及び廃材置き場の整理整頓及び養生等の危険防止処置、毎日の片付け清掃「工具、ビス、番線類等」、タバコの喫煙場所指定等）を十分徹底すること。休業日前は、特に配慮した安全対策を行うこと。
- (8) 現場代理人は常駐し（約款第9条第3項の規程の場合は除く）、監督員と連絡を密にして安全管理にあたること。万が一事故等が発生した場合は、速やかに（事故発生後5分以内）監督員へ報告すること。
- (9) 東京都内（島しょ部は除く）で震度4以上の地震が発生した場合は、「工事標準仕様書 総則編1.4.2仮設物等の点検等について」により、夜間・休日を問わず、現場に急行し直ちに現場点検を実施すること。また、点検後は、直ちに監督員へ報告すること。
- (10) 別途工事がある場合は、安全管理及び車両運行等について、別途工事業者との打ち合わせを綿密に行い工事にあたること。
- (11) アスベストを重量で0.1%を超えて含有する建材を使用する建築物等の除却工事又は改修工事等を施工する場合は、アスベストに関する関係法令を遵守すること。
また、保温材、成形板、シール材、アスベスト含有アスファルト防水材等はアスベスト含有建材とみなし、適切に処理すること。これによりがたい場合は、図面特記等による。
- (12) 安全帯、ヘルメット等の安全対策装備品の適正使用（安全帯のフックは、原則腰より高い位置に固定）及び作業合図を徹底すること。
- (13) 新規入場者への安全教育を徹底すること。
- (14) 契約期間中、夏季・年末年始等に会社及び現場が長期休業となる場合は、事前に休業中の現場管理体制報告書を提出すること。

- (15) 現場代理人の連絡用の携帯電話は、受注者が管理しているものとし、現場代理人が個人で所有している携帯電話と区別すること。また、携帯電話の番号は、現場代理人氏名とともに自治会、入居者等へのお知らせ文や現場事務所外部に掲示する広報文等に掲載し、入居者等との相互連絡の円滑化を図ること。
- (16) 屋上に資材等を保管する場合は最低限とし、強風（突風含む）、大雨等の悪天候が予想される場合は、ただちに屋上にある資材等の撤去もしくは強固な固定を講じること。
- (17) 公社職員が、事前の通知無しに現場の安全点検を行う場合がある。その際は、公社職員の安全点検に協力すること。
- (18) 工事着手にあたり、電話線等のケーブル類の移設、養生に係る措置は各事業者により依頼すること。
- (19) 工事用仮設電力設備については、電力事業者と協議のうえ、住棟単位で臨時電力を直接引き込むこと。これによりがたい場合は、監督員と協議すること。原則、住棟間を渡り配線してはならない。
- (20) 受注者は、工事に関する情報の共有を図るとともに、事故発生時や強風・大雨など悪天候時の対応を速やかに行うため、工事着手前までに営繕工事監理カルテ（工事概要、緊急連絡体制、工程等をまとめたもの）を電子データで作成し、監督員の指定するデータ共有サーバーへ保管すること。

【足場について】

- (21) 労働安全衛生規則別表第7に掲げる足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては高さが10m以上の構造のものに限る。）の設置や移転、変更を行おうとする事業者は、あらかじめ所轄労働基準監督署長に、工事開始日の30日前までに届け出なければならない。ただし、組立てから解体までの期間が60日未満のものはこの限りではない。（労働安全衛生法第88条第1項・第2項、労働安全衛生規則第85条・第86条・第88条）
- (22) 足場は手すり先行枠組足場を基本とする。ただし、以下①～⑤に示す項目を全て満たす場合はくさび緊結式足場を使用することができる。
 - ① 一般社団法人 仮設工業会の承認制度により承認を受けた足場であること。
 - ② 緊結部分に有効なロック機能及び壁つなぎ機能を有し、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（最新版）に適合する足場であること。また、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」（最新版）に適合する手すり、中棧及び幅木の機能を有する足場とすること。
 - ③ 設置する足場の最高高さは45m以下とし、31mを超える場合は労働安全衛生規則第571条第1項3号の規定を順守すること。
 - ④ 採用する足場材料メーカーが取得した承認制度の仕様に適合していること。また、同メーカーによる足場の強度計算を適切に実施し、受注者自らが足場の安全管理に責任を持って対応すること。
 - ⑤ 上記①～④について、カタログや検証結果等の根拠資料を監督員に提出し、承諾を受けること。
- (23) 手すり先行工法足場の架設は据置方式又は先行専用足場方式とし、先送り式は不可とする。
- (24) 足場巾は原則900mmとする。また、昇降階段等を設ける箇所で作業床と通路を兼用する場合の足場巾は、原則1200以上（昇降階段等の幅を含む）確保すること。
- (25) 仮設足場等は毎日点検（労働安全衛生規則第567条第1項）・記録（労働安全衛生規則第567条第3項を準用）し、点検記録は責任を持って保管すること。

(26) 仮設足場等の作業は、以下のとおり現場安全管理を徹底すること。

① 足場作業（組み立て、解体）手順の確認と徹底

- ・メッシュシート、朝顔（防護柵）については、設置が可能となる高さまで足場が組み上がった時点で順次行い、その設置が終わり次第、上段の足場を組立て始めること。その他、跳ね返し防止柵、落下防止柵、幅木、二段手すり等、壁つなぎ、層間ネット等についても同様とする。また、足場解体についても、メッシュシート、朝顔（防護柵）をできる限り残置する作業手順とすること。
- ・足場作業時等において、建物下屋の上部に足場を設置する場合を含め、作業範囲に工事関係者以外が進入しないよう、仮囲い等を設けるなどして、明確な立入禁止区域を設けるとともに、誘導員を配置すること。
- ・二段手すりは原則として先行型二段手すり枠とし、手すり枠が設置困難な部位（妻面等）のみ手すり枠以外の機材を使用した二段手すりとする。
- ・幅木（つま先板）は飛散防止のメッシュシートが敷設されていても設置すること。
- ・根がらみは桁行方向（左右）及びはり間方向（スパン毎）すべてに設置すること。
- ・荷受場（重点点検工事は、荷受足場の設置を義務付け）を決め、足場機材の水平移動は、人力で行うこと。
- ・正しい作業手順を遵守すること。

② 現場代理人の立会い

- ・現場代理人は、足場架設時、解体時には、必ず足場作業現場に終日立会い、従事者の正しい作業手順の徹底、安全対策装備品の適正使用（形だけの装着は厳禁）の確認、指導を行い、適正を欠く事象は速やかに是正させるなど現場の安全確保に誠意努めること。

③ 朝顔（防護柵）等の設置について

- ・資材等が外部に落下し通行人等第三者へ災害をもたらす恐れのある箇所は、朝顔等を設置すること。
- ・単管接合部のクランプ先の部材の十分な余長を確保など、朝顔が崩壊しないように適切に設置すること。
- ・積雪時期に足場を敷設する場合は、朝顔が崩壊しないように十分な補強をすること。

④ その他

- ・仮設足場等に不要な金物の取付け等、目的外の使用を行わないこと。
- ・飛散物や塗料等からの汚損を防ぐため、足場直下はシート等で養生を行うこと。

(27) 労働安全衛生規則の改正（平成27年7月1日施行）による「墜落防止措置の充実」等を図ること。

(28) 足場を設置する現場において、台風の接近や強風が見込まれる際は、事前に足場つなぎの確認及び養生用網（メッシュシート）をたたむ等の安全対策を講じること。

(29) 壁つなぎは、専用の壁つなぎ用金具（単管ブラケットによる挟みこみは不可）を使用し、法で定められた間隔以内で強固に固定すること。（手すり支柱等強固に固定が困難な箇所には設けないこと。）

(30) 足場に設置するメッシュシートは、JIS A8952適合品とすること。

(31) 荷揚げ荷下ろしの際に建枠や建地を使用する場合、わく組み足場にあつては上下の建枠を単管で連結させる等して、建枠の両建地に抜け止めを講ずること。また、くさび緊結式足場にあつては、前踏みと後ろ踏み側に建地を設けて腕木で結合し、建枠と同様に抜け止めを講ずること。なお、安全带取付設備（先行手すり等）を設置し、安全带を使用させる措置を講じること。

(32) 仮設足場設置に伴う防犯対策について

- ・ 仮設足場設置期間の防犯（仮設足場を使用した窃盗事件等）に関する居住者への注意喚起を図るため、工事説明用資料に、玄関扉や窓の施錠等、注意事項を記載し、工事説明会または全戸投函等の手法により、全ての居住者に周知すること。
- ・ エントランスホール、エレベータホールまたは、階段室出入口の掲示板に、防犯に関する注意喚起ポスターを掲示すること。
- ・ 仮設足場設置中は、金網式養生柵の固定、施錠等に努めること。
- ・ 連休等により、長期間（5日以上）工事を行わない場合には、住戸内に侵入される恐れのある部分の飛散防止ネットや防音シートを取り外し、または巻き取るなど、仮設足場への侵入者が外部から見える措置を行うこと。（措置に係る費用は、ゴールデンウィーク、盆休み、年末年始、その他土日祝日で連続5日以上工事を行わない場合に限り発注者負担とすることができる）
- ・ 仮設足場設置期間に長期間（5日以上）工事を行わない場合は、1日に1回以上の現場安全確認を行うこと。（費用は受注者の負担とする）

【住戸内工事完了確認方法について】

- (33) 住戸内工事を行う場合は、完了確認等のために、工事完了後に各住戸の確認ができるように部屋番号を記載した小黒板等を入れた写真を工事対象全住戸分作成すること。その際、氏名等の個人情報を掲載しないこと。

【掘削・搾孔作業を伴う工事についての注意】

- (34) 地中埋設物・躯体埋込み配管等が予想される箇所を掘削・搾孔作業を伴う工事を行う場合は、工事標準仕様書（最新版）総則編1.3.12「地下埋設物等」の遵守を徹底すること。

【電気契約について】

- (35) 電力会社との契約が必要な設備の新設、撤去、改修等が生じた場合には、以下のとおり必要な手続きを行うこと。

※対象設備：集会室、共用灯、屋外灯、駐車場灯、自転車置場灯、昇降機、ポンプ室、増圧ポンプ、機械式駐車場など

- ① 新設は新規契約、撤去は契約解除、改修は契約変更すること。
- ② 現行の契約内容（種別、容量、契約名義）を監督員、自治会等に確認すること。
- ③ 現行の契約内容を変更（増設・減設等）する場合、監督員と協議の上、電力会社との契約変更手続きを行うこと。自治会名義の契約を変更する場合は、変更内容を自治会に説明すること。
- ④ 契約名義は次が基本であるが、手続き時には監督員に確認すること。
 - ・ 都営住宅の集会室、共用灯、屋外灯、自転車置場灯、昇降機、ポンプ室、増圧ポンプなど（自治会）
 - ・ 都営住宅の機械式駐車場、駐車場灯（公社）
 - ・ 公社住宅（公社）
 - ・ 区市住宅（各行政による）

※上記とは異なる契約名義で管理している住宅があるので、必ず監督員に確認すること。

- ⑤ 契約内容を監督員に報告すること。
- ⑥ 竣工図書等に、電力会社への申込書（写）を添付すること。

【PCB含有シーリング材について】

- (36) 工事対象範囲において、弾性シーリング材使用の有無を調査し、使用が確認された場合には、公社指定書式にて監督員に報告すること。
- (37) 報告書をもとに監督員と協議し、弾性シーリング材がポリサルファイド系か否かの判定を専門の判定機関（日本シーリング材工業会等）に依頼すること。
- (38) ポリサルファイド系シーリング材と判定された場合、監督員と協議し、PCBが0.5 mg/kg を超えて含有しているかの含有分析を専門の分析機関に依頼すること。
- (39) PCBが0.5 mg/kg を超えて含有していることが確認された場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理推進に関する特別措置法（最新版）」等に基づき、PCB含有シーリング材を適正に処置すること。PCB含有シーリング材の撤去方法については、日本シーリング材工業会の標準施工要領書（最新版）による。
- (40) PCB含有廃棄物については、保管容器（ペール缶等）に入れ、現場で一時保管すること。

【小黑板情報電子化について】

- (41) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は、次による。電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員と協議し、承諾を得たうえで、電子黑板対象案件（以下、「対象案件」という。）とすることができる。対象案件では、次の全てを実施すること。
- ・ 受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、写真撮影要領等で示されている小黑板記載事項について電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。
 - ・ 信憑性確認機能（改ざん検知機能）については、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）（[URLhttp://www.cryptrec.go.jp/list.html](http://www.cryptrec.go.jp/list.html)）に記載している技術を使用することとする。
 - ・ 受注者は監督員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示すること。
 - ・ 使用機器の事例としては、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
 - ・ また、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な場合には、使用機器の利用を限定するものではない。
- (42) 納品時に受注者は施工管理ソフトウェア産業協会（J-COMSIA）が提供しているチェックシステム（デジタル工事写真信憑性チェックツール）（[URL:https://www.jcomsia.org/kokuban](https://www.jcomsia.org/kokuban)）等を用いて、電子黑板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で公社担当者に提出するものとする。

以 上